

民主党『障がい者制度改革推進』の方向性について【概要】

～真に“抜本的”な改革をするために～(中間報告)

2008年6月10日

民主党障がい者政策作業チーム

○障害者自立支援法は、これまでの福祉制度を抜本的に改正する内容であり、急激な制度改革であったために、国民的な合意が得られないまま利用者負担の増額や報酬の在り方が変更されるなど、混乱を招く結果となった。

○政府与党は、2006年12月に利用者負担の引き下げや事業者に対する激変緩和策として1200億円の「特別対策」や「緊急措置」を行っているが、定率1割負担（応益負担）という制度設計は変えておらず、障がい者施策の将来に対する不安感が払拭されていない。

○国民的合意に基づく障がい者福祉施策を推進する必要がある、障がい者等の暮らしの実態、生活環境等の実態を調査検証し、それに見合った改革を推進することにより、将来にわたり安定した障がい者福祉制度を構築し、障がい者等が安心して地域で暮らすことのできる社会を実現する。

○2006年12月、国連において障がい者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」が採択され、わが国も署名した。2008年5月3日より正式に発効し、今後、わが国において条約の早期批准に向けて、関連する国内法の整備を行う必要がある。

民主党の基本理念

○民主党は、障がい者等が当たり前前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活することができる社会を目指す。

○障がい者等の生活と自立、社会参加は権利として位置づけ、個々の人権の保障および促進のための具体的な施策を構築しなければならない。また、国民の共存共栄の理念の下、障がい当事者の「自己決定・自己選択」の原則が保障される制度設計を考える。

○年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人がいきいきと働き、社会参加し、暮らしやすい社会を構築するためバリアフリーという概念（障害の除去）から「ユニバーサル社会」へ理念の発展を図る。

○「障害者基本法」における「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」という理念を基本としながら、障がい者の権利擁護や合理的配慮等を採用した「国連障害者権利条約」が発効されたことにかんがみて、わが国における障がい者総合福祉施策として新たな制度を構築する。

「障がい者制度改革推進法案(仮称)」の基本的考え方

○現在、内閣に設置されている「障害者施策推進本部」(本部長:内閣総理大臣)を改編する。

- 障がい者の施策を推進する本部と言っても、法的根拠はなく、会議は年に1~2回程度しか開催されておらず、単なる省庁間の連絡調整的な会議となっている。
- 障害者基本法に基づいて、内閣総理大臣が障害者基本計画の案を作成又は変更する際に意見を聴くための機関として、内閣府に「中央障害者施策推進協議会」が設置されているが、あくまでも障がい当事者の「意見を聴くための機関」という位置づけである。

○「国連障害者権利条約」の早期批准に向けて、関連する国内法令の整備を行う必要

○障がい者に係る制度を総合的かつ集中的に改革する必要

○障がい当事者の制度改革への参画がより強化される必要

「障がい者制度改革推進本部(仮称)」の設置

○わが国の障がい者施策の改革を総合的かつ集中的に推進するため、および必要な国内法の整備、見直しを行うために、新たに法定の「障がい者制度改革推進本部(仮称)」を内閣に設置して、制度改革の推進に関する総合調整、改革推進計画の案の作成及び推進、必要な法律案及び政令案の立案等を行うものとする。

○内閣に設置される「障がい者制度改革推進本部(仮称)」の組織の中に、障がい当事者の参画がより強化されるよう障がい当事者団体、有識者を含む委員会及び事務局等を設け、制度改革推進計画の案の作成及び法令の立案、制度改革に関する事項を調査審議し、その結果に基づいて、本部長に意見を述べる等を行うものとする。障がい者等に係る制度改革は、基本方針に基づき推進されるものとする。

基本方針

1. 障がい者差別禁止法の在り方

- ◎国連障害者権利条約を踏まえた障がい者差別禁止法の早期制定

2. 障がい者虐待防止の在り方

- ◎障がい者等の虐待防止と家族支援のための法制度の構築

3. 教育支援の在り方

- ◎学校教育制度におけるインクルーシブ教育の実現
- ◎障がい者に対する人的・物的支援体制の整備等

4. 交通・建築物・地域生活環境の在り方

- ◎ユニバーサルデザインの促進及び居住環境の整備、公的施設のバリアフリー化促進

5. 情報利用等の在り方

- ◎国及び地方公共団体における情報のバリアフリー化を促進等

6. 雇用促進の在り方

- ◎障害者雇用率の対象範囲の拡大と引上げ
- ◎障がい者の継続的雇用のための支援等

7. 所得保障の在り方

- ◎障害年金及び無年金障害者への措置の見直し
- ◎手当の拡充と住宅手当の創設

8. 福祉施策(自立支援法の見直し)の在り方

- ◎「障がい者」の定義を見直し、総合福祉法の制定
- ◎利用者負担を応能負担に見直し
- ◎障害程度区分など支給決定の見直し等

9. 障がい児福祉の在り方

- ◎障がい児福祉を身近な市町村へ移し、身近なサービスの体制整備を促進

10. 医療支援の在り方

- ◎自立支援医療の利用者負担を応能負担に見直し
- ◎精神医療に係る保護者制度、強制入院等の抜本的見直し

11. 難病対策の在り方

- ◎難病の調査研究体制の拡充
- ◎医療費の負担軽減の法制化

12. 障がい者に係る予算の目標の在り方

- ◎GDPに占める障がい政策予算の割合を数値目標として設定

13. 法制上・財政上の措置について

- ◎基本方針の実施に必要な法制上又は財政上の措置